

## 議会基本条例特別委員会（第15回）要点録

- 1 日 時 平成23年6月3日(金)9:30～11:38
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、  
蔵本隆文、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聡子、
- 3 欠席委員 なし
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容

委員長…「政治倫理条例」の「前文」について。

事務局…改正案は、副委員長案を反映し、表現を変えました。

I委員…会津若松を基に「説明責任」、「全議員の総意で作った」を強調した。

D委員…事務局案。

H委員…事務局案。

E委員…事務局案。

F委員…事務局案。

A委員…事務局案。

B委員…事務局案。

G委員…最初の「先に我々」は不要。

C委員…同じ。

I委員…順番を明示しているので「先に我々」はあってよい。

委員長…「先に我々」についてはどうか。

D委員…あってよい。

H委員…あってよい。

E委員…あってよい。

F委員…あってよい。

A委員…あってよい。

B委員…あってよい。

委員長…改正案とする。

（了承）

委員長…「市民の役割」について。

事務局…名称を「市民の責務」から「市民の役割」とし、1項は市民にも役割について、2項は議員に政治倫理に反する働きかけをしないことについて柔らかく説明しました。

I委員…改正案。

D委員…改正案。

H委員…改正案。

E委員…改正案。

F委員…改正案。

A委員…改正案。

B委員…改正案。

G委員…会派の意見は、市民の責務は不要。敢えて入れるなら改正案。

C委員…はじめ市民に責務を課すのはどうかと思ったが、2項の「働きかけしない」はあった方がよい。また、「市民」だけでなく、企業や団体が漏れているのではないか。

I委員…「市民」という文言には、企業や団体も含まれると考える。

A委員…自治基本条例においても、「市民」の定義に企業や団体も含ませている。

委員長…改正案とし、解説に「市民」の定義を記す。

(了承)

委員長…「政治倫理基準」について。1項に関係法令名を追加し、「地方公共団体」を「地方自治体」に変えた。

F委員…関係法令について逐条解説で説明されたい。

委員長…改正案とする。また関係法令について逐条解説で説明する。

(了承)

委員長…「就業等の報告義務」について。

事務局…前回、市長の例を参考にすべきとの意見がありましたが、資料2のように政令市未満の市議には資産公開の義務付けはありません。

F委員…中核市の福山は、資産公開の義務がないのに行っている。自主的な公開か。

事務局…そう思います。

委員長…「収益事業を営む法人等」を「市に対し請負をする法人等」に変更したことについて意見を。

D委員…「請負」に限定しているが、職務を利用して利益を得ることを禁じている意味では、請負以外の取引もある。また「市」以外の市関連機関はどうなるか。

H委員…変更前の「収益事業を営む」がよい。

A委員…職業選択の自由がある中、「収益事業を営む」ではすべての私企業が当てはまり、許容範囲がわからない。

D委員…「収益事業を営む」がよい。事務局案では(1)、(2)の違いが不明。

F委員…配付の記事から、他市も悩んでいるようだ。自身は事業をしていないのでまともまらない。

事務局…兼業禁止に関しては、自治法92条の2に定めがあり、「請負」と表現されています。「請負」は市との取引全般を指し、個人の場合は全面的に禁止され、法人は大部分の収益が市との取引による法人の役員は禁止されています。

委員長…本条で定めるのは報告義務があるという内容。また、案では法人に限定されるのではないか。

事務局…「法人等」とあり、法人に限りません。

C委員…(1)、(2)の違いは何か。

事務局…(1)は対等な立場での契約を、(2)は申請に対する許認可を指します。

C委員…許認可がなくても市の請負ができるのか。

事務局…通常、発注では、あらかじめ指名願いを届出ている業者から選定しますが、市内で調達が困難なものは、届出のない遠隔地の業者から買う場合もあります。

C委員…「請負」と「購買」とは違うのではないか。

事務局…「請負」とは、狭義の「請負」だけでなく、購買を含む取引全般を指すものとされています。

F委員…他市の記事は企業役員の兼業の制限について議論されているようだが、笠岡のこの条例案では、第4条に盛り込まれているのか。

事務局…4条の原案には盛り込まれていません。

委員長…兼業の禁止については、大前提として自治法に定められており、この倫理条例案では報告義務のみを定めている。実際に、兼業禁止を定めた倫理条例があったかどうかは調べていない。

I委員…報告義務だけを定めており、兼業をすべて禁じている訳ではないので、「収益事業を営む」でよい。

D委員…兼業していればすべて届けるべき、「収益事業を営む」がよい。

H委員…同じ。

E委員…嬉野市は簡単に書いている。どこまで詳しく定めるかが問題。

A委員…(1), (2), (3)はない方がよい。

G委員…同じ。

C委員…左の案がよい。

H委員…同じ。

E委員…同じ。

I委員…同じ。

G委員…同じ。

B委員…同じ。

委員長…5月23日の原案に戻り、逐条解説で地方自治法の規定に触れることとする。  
(了承)

D委員…市民の関心が高いので、議員の兼業禁止について、この際議論しておくべき。

I委員…取引の大半が市であるならば、役員への就任は禁じられるべき。

委員長…可能なら、他市の兼業禁止条項がどこで引っかかったかについての資料も含め、他市等の条例を調査して、次回協議したい。

「審査の請求」について。

事務局…改正案では2項について、審査請求の濫用を防ぐには5人ではハードルが低いとの意見を受け、自治基本条例を参考に請求に必要な署名数を有権者の50分の1としました。

I委員…自治基本条例は、条例制定の請求の場合であり、異なる。私の案では、請求し易さから100分の1とした。

B委員…自治法に50分の1が多いとの考えと思うが、まだハードルが高い。濫用を

防ぐためなら、50から100人でよい。運用しにくい人数にすべきではない。

C委員…まだハードルが高い。50分の1や100分の1（数百人）では大変。

D委員…10人。

A委員…10人。

H委員…100分の1。

E委員…100分の1。

F委員…100分の1。

I委員…100人。

B委員…50人。このあと更に審査会があるのだから、ハードルを低くすべき。

C委員…50人。市民の請求のし易さを考えるべき。

F委員…100人。5から10人では、議員への敵対意識に基づく濫用の恐れがあるのでは。

A委員…請願では1人だが、濫用も困る。ただ、人数には説明する上での根拠が要る。また、「その総数の」の表現は「議員の選挙権を有する市民」とするほうがよいかも。

委員長…最初に「議員の選挙権を有する市民は」と書き出しているので、重ねての表現は要らないのではないか。

F委員…他市の人数の例を調査されたい。

委員長…連署の数については、会派に持ち帰り、次回協議する。

「審査会の設置」について。

前回意見に基づき、5項は8条に移した。

A委員…内輪の委員会にしないため、議会からの委員を減らすべき。

B委員…請求者を入れてはどうか。

A委員…直接の当事者は入れるべきでない。

I委員…市民は議会の自浄能力を期待しているので、半数は議員が占めるべき。

F委員…「市民、有識者」では、漠然として実際の選出が困難である。また、対象議員を有利にする委員ではいけない。そのあたりを決める必要がある。

C委員…私の案では、「有識者」は弁護士を想定していた。

D委員…「審査会」は、以前協議した「附属機関」に当たるのではないか。

A委員…要請により組織される行政側の「附属機関」であったはずだ。

G委員…委員が7人の根拠は何か。

事務局…高松市を参考として、笠岡の議員数に当てはめると7人になります。

委員長…委員の選定の方法は、持ち帰り、次回協議する。

「審査会の会議」、「審査」、「審査結果の報告」については、改正案とする。

（了承）

委員長…「措置」について。

I委員案を反映した改正案としている。

D委員…「審査会が必要と認める措置」とは何か。唐突な表現に思える。

事務局…審査会として判断された、「議場での陳謝」、「勧告」などと考えます。

E委員…表現を分かりやすくできないか。

F委員…「必要と認める措置」の内容があいまい。措置を求めることまで審査会に権限を与えてよいか。

I委員…措置を具体的にどこまで盛り込むことができるか、疑問に感じた。

A委員…法令に反すれば、そちらで別に罰を受けるので、条文はこれでよい。

G委員…左の案がよい。

B委員…左の案がよい。

C委員…左の案がよい。信頼回復は市民が判断すること。

D委員…左の案がよい。

H委員…同じ。

E委員…同じ。

F委員…同じ。

委員長…改正前の案とする。

(了承)

委員長…「守秘義務」、「委任」について。

改正案とする。

(了承)

委員長…次回は、他市の例を基に「兼業禁止」、「審査請求の署名人数」、「審査会の人数、構成」について再協議する

あと2回で倫理条例を終え、29日定例会最終日に経過報告すべく、議長、議運にお願いしたい。